

平成22年5月10日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年4月16日から平成22年4月22日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/05/10)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年4月16日～4月22日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	計
大臣官房	1	1	0	0	0	0	2
医政局	0	1	0	0	0	0	1
健康局	1	0	0	0	0	0	1
医薬食品局	0	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0	0
労働基準局	41	79	2	0	0	0	122
職業安定局	126	60	35	1	0	1	223
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	5	2	0	0	0	0	7
社会・援護局	0	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0	0
老健局	1	0	0	0	0	0	1
保険局	0	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0	0
合計	175	143	37	1	0	1	357

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	42
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	200
法令遵守違反に関するもの	5
その他	110

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西直人(内線:7254) 企画第二係長 川村寛(内線:7250)

平成22年4月16日～4月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	1件	1件	0件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークで求人票を検索したところ、正社員を対象に募集しているにもかかわらず、雇用保険等が未加入になっていた。		求人受付の際に雇用保険等未加入の求人企業については、原則として求人をお断りしていますが、ハローワークの指導に応じ、早急に手続きを行うことを約束するなど是正の意思が見られる場合には受け付けることがある旨ご説明いたしました。 また、求人企業に対する指導にあたっては、日本年金機構、年金事務所とも連携を図っている旨ご説明いたしました。
2	労働問題への相談者、陳情者の中には、匿名にしたい人もいると思われるが、労働局が入館している合同庁舎に入る際、セキュリティーゲートを通らざるを得ず、たいへん不愉快であった。また、警備員は公務員ではないと聞くが、守秘義務は守られるのか不安である。是非、再考してほしい。		ゲートについてはセキュリティーを確保するため実施しているものであり、また警備員については守秘義務を課した上で契約をしている旨ご説明しご了解をいただきました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	医政局
照会先	総務課総務係(内線2517)

平成22年4月16日～4月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ある医療機関で医療過誤があり、開示請求をしていたところ文書が届いた。専門的な内容なので判読不明であるが、どう処理すれば良いか相談したい。		専門的な医療用語で書かれていて一般の方には判読は困難と思われるため、現在受診中のかかりつけ医に相談してはどうかとお伝えし、最初に受診した病院の医師に相談するというご理解をいただきました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年4月16日～4月22日受付分

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	牛の口蹄疫の報道で、人には感染しないとされていたが、自分の経験では、昔、ヨダレを垂らした牛の病気に子供が感染していたと思うので、国で注意喚起して欲しい。		厚生労働省本省へ情報提供をします。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年4月16日～4月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	41件	79件	2件	0件	0件	0件	122件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	11件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	63件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	48件

(主な国民の皆様の声) 以下記載例(複数行政を例示)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	今回の労働基準法改正に関し、月60時間超えの割増賃金率を5割にすることは、中小企業についても適用するべきである、また、時間単位の年次有給休暇の付与は、5日を限度にすることなく労使の協定に委ねるべきである。		割増賃金率の改正や時間単位の年次有給休暇などに関する労働基準法改正の趣旨を説明し、ご理解を求めました。
2	労働局の複数の部署(基準部・均等・安定部)から近接した時期に立入調査があり、同じような調査がなされるときがある。事業者の立場としては、同じような説明を繰り返し行うこととなり、負担であるので改善できないか。		可能な限り事業場の負担とを軽減するよう対応する旨説明し、ご理解を求めました。
3	労働基準法の改正で割増賃金率の増加分については当分中小企業には猶予されているが、猶予が切れたときに企業にとっては大変な負担となる。建設業では請負金額を変えなければならない。発注者の理解も必要かと思われるので発注者も含め広く周知し、企業への負担も考慮して欲しい。		中小企業への猶予の趣旨を含め、改正労働基準法の周知と履行確保については、行政として引き続き重点的に取り組んでいることを説明し、ご理解を求めました。
4	今回の改正労働基準法の中で、年次有給休暇の時間単位取得を5日までと限定するのではなく、子供を保育園や幼稚園の送り迎えや医者に行く等、全面的に時間単位付与にしてほしい。		年次有給休暇は、労働者を休養させることにより、労働者の心身の疲労を回復させる等を目的としていることから、1日単位で取ることが原則であることを説明し、ご理解を求めました。
5	雇用保険料率の変更について通知はもらえないのか。通知がないのであればどのようにして情報を得るのか。		雇用保険料率の改訂については、新聞、ホームページ等で周知を行っているほか、今後発送を予定している年度更新申告書にリーフレットを同封すること等を説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
6	事業場が実施しなければならない定期健康診断については、事業場規模にかかわらず実施しなければならないのか。 零細事業場は事業継続にも苦勞しているところが多い。例外規定を設けるべきではないのか。		労働安全衛生法において、事業場規模にかかわらず労働者に対して定期健康診断を実施すべきことが規定されており、労働者の健康状態を把握し、適正配置を行う観点から重要であり、小規模事業場でも実施する必要性があることを説明し、ご理解をいただきました。
7	労災の給付請求をして、10日経過するが支払はいつになるのか。		請求に係る事案の状況について担当者が確認の上、現状を説明し、ご理解いただきました。
8	労災保険で移送費の請求ができることを知らなかった。		電話での申入れであったので、口頭で制度の説明を行い、ご理解を求めました。 なお、担当部署としては、労災認定の申請時に当該制度についてパンフレットを活用した説明を行うよう再度徹底しました。
9	労災認定についての相談をしたいと思い来署したが、すぐ後ろに次のお客さんがいて話づらい。 個人のプライバシーが守られないのではないのか。		限られたスペースの中で可能な限りプライバシーが守られるよう、後ろのお客様との距離について極力配慮していること、必要に応じ個室で対応していることを説明し、ご理解をいただきました。
10	会社で(精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者として)最低賃金の減額特例許可の申請を認められた労働者がいたが、その労働者は、とても特例許可の対象になるとは思えなかった。 労働局の調査方法が適切ではないのではないのか。		実地調査などを行い、申請内容が許可基準を満たすものであるか確認していることを説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 和田史絵(内線5682) 広報係長 比田井徹也(内線5739) (直通03-3593-6241)

平成22年4月16日～4月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	126件	60件	35件	1件	0件	1件	223件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	28件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	135件
	法令遵守違反に関するもの	4件
	その他	56件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	平成22年4月1日に雇用保険料率が改定となったが、例えば2月か3月の早い段階で情報を流すといったことはできなかったのか。		3月の段階ではまだ国会で審議中であるため、改正前にお知らせすることは困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	採用された企業から、必ず雇用保険に加入してもらおうと説明された。加入・非加入について、働く本人が選択できないのは、おかしい。		雇用保険制度への加入・非加入は任意ではなく、一定の要件に該当すれば必ず被保険者にならなければならない皆保険の制度である旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	履歴書・職務経歴書の書き方を丁寧に指導して頂き自信を持って就職活動することが出来ました。お陰様で、無事就職することが出来ました。ありがとうございました。		ハローワークでは職業紹介業務以外の業務、例えば履歴書、職務経歴書の書き方のアドバイス等も、就職支援業務の一環として実施しております。今般のご意見を仕事の励みとし、これからも仕事を探している皆様のお役に立てるよう、業務に取り組んでまいります。
4	面接に行ったが、全て年齢で断られてしまったので、求人票に募集する人材の年齢を記載するべきだ。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明しました。
5	ハローワークで事業所の求人を募集しているが、応募者がほとんどいない。応募者を増やすにはどうしたらいいのか。		ハローワークでは、事業主の方のご要望に応じ、募集職種の希望者に対して、求人票を送付するなどにより充足の促進を図っています。しかしながら、賃金、就業場所等、職種以外の条件が合わないため、応募につながらない可能性もある旨ご説明するとともに、求人条件の見直しも併せてお願いし、引き続き充足に向けた取り組みを推進することで御理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	雇用保険の育児休業者職場復帰給付金を本年3月31日限りで廃止としたのは、仕事と家庭の両立に向けた施策の推進に逆行するのではないか。		平成22年4月1日から「育児休業者職場復帰給付金」と「育児休業基本給付金」は統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業期間中に給付されるよう制度改正を行いました。これにより、助成率も3割から5割に引き上げており、育児休業期間中における経済的な援助を一層充実することとしております。
7	ハローワークの求人票の内容が事実と異なる。また、地図が記載されていないものや記載されていてもわかりにくいものがあるので、しっかり記載していただきたい。		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めています。求人票の内容と求人条件が異なっている場合は、事業主に確認し、求人票の修正等の指導を行うこととしています。また、ご本人が応募を検討している求人であって、地図が不明確な場合については、職員にお声かけしていただければ、市販の地図等でお調べする旨、ご説明いたしました。
8	新しい雇用保険の受給要件に関するリーフレットには「被保険者期間が11日以上ある月が12か月必要です！」と書いてあるが、「12か月以上」と正確に表記すべきではないか。		リーフレットの12か月の説明の部分について「12か月」を「12か月以上」と修正し、改善しました。
9	ハローワークの駐車場には、「駐車場で発生した事故の責任は負わない」旨の表示がない。事故が発生した場合を想定し表示すべきではないか。		事故が起きないように、混雑する駐車場に交通誘導員等を配置する等、安全確保に努めておりますが、ご指摘いただいた件につきましては、貴重なご意見として承りました。
10	“電子タバコ”であれば、ハローワークの庁舎内で吸っても差し支えないのではないか。		庁舎内は全て禁煙となっております。“電子タバコ”とはいえ、庁舎内をはじめ、禁煙エリアで使用された場合、その形状から誤解を招き、無用なトラブルの発生が懸念されるため、使用をご遠慮いただくようご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 河野恭子(内7832) 電話 03-3595-3271 FAX 03-3502-6762

平成22年4月16日～4月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	5件	2件	0件	0件	0件	0件	7件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	改正育児・介護休業法における短時間勤務について当該事業場はその終業時刻の関係から6時間20分が最も現実的なものとなっているが、1日の所定労働時間を6時間にしなければならないというのはおかしいのではないか。6時間にしなければならない根拠を教えてください。		施行規則第34条において短時間勤務制度は1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含まなければならないと規定されていることを説明し、ご理解をいただきました。
2	改正育児・介護休業法における所定労働時間の短縮措置の義務化に関し、その措置を講ずることが困難と思われる業務を例示している指針第2-9(3)の例示が製造業務に偏っている。他の業種についても記載されていないので分かりにくい。福祉施設など他の事業所のことも考慮し例示していただきたい。		ご意見として承りました。
3	改正育児・介護休業法の規定例を監督署にも置いてもらいたい。署に行けば、全ての局関係の法の資料があるようにしてもらいたい。		監督署にも配布済みであることを説明し、規定例をお渡ししました。監督署で資料が不足している場合は、追加送付することとしました。
4	育児・介護休業法が分かりにくい。		育児・介護休業法の概要及び規定の作成の仕方を説明し、ご理解をいただきました。
5	求人広告において性別不問であっても、結局性別で断られることがあるから、わざわざ性別を不問にしないでいいのではないか。		均等法の趣旨を説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
6	(男性求職者から)ハローワークで求職の相談をした際、女性を求めている企業との説明を受けた。ハローワークでは、特定の性別を希望する求人を受付しているのではないか。		職業安定課へ情報提供しました。
7	(4月から合同庁舎にセキュリティゲートが設置されたことを受けて)説明会に来ただけで、ICカードの貸出受付を行わなければならないのは大変である。		合同庁舎のセキュリティチェックの制度が変わったことを説明するとともに、庁舎管理室に情報提供しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年4月16日～4月22日受付分

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課 企画官 藤原朋子(内線3911) 企画法令係 鈴木敦士(内線3919)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	訪問介護施設とヘルパーとでやり取りしている利用者情報の流出FAXを入手した。施設を管理している当該県を指導して、個人情報保護を徹底してほしい。		情報流出について、県(介護保険課指導係)へ情報提供を行いました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。